

山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、効率的な自衛防疫活動を推進するために、自衛防疫強化総合対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において知事が認める団体(以下「特任団体等」という。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金の交付申請は、交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(1) 別紙様式第1号

(2) その他知事が必要と認める書類

2 特認団体等は第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付申請をするに当たっては、あらかじめ事業実施計画承認申請書(別記様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて提出して知事の承認を受けるものとする。

ア 別紙様式第1号

イ その他知事が必要と認める書類

(2) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書(別記様式第3号)及び変更承

認申請書（別記様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出して知事の承認を受けるものとする。

ア 別紙様式第1号

イ その他知事が必要と認める書類

(3) 事業実施主体は、事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（状況報告）

第6条 規則第10条の規定による状況報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日現在において遂行状況報告書（別記様式第6号）により作成し、当該四半期の翌月の10日までに提出するものとする。ただし、第8条に定める概算払い請求書をもって代えることができるものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による実績の報告は、実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して、1カ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

(1) 別紙様式第1号

(2) 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載した書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした特認団体長等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項のただし書に該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした特認団体長等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(1) 内訳資料

(2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第8条 補助金は、事業完了後、額の確定の上、交付するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとし、これを受けよう

とする場合は、概算払い請求書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 出来高調書
- (2) その他知事が必要と認める書類

（事業の着手）

第9条 事業の着手は、原則として、知事からの交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第10号）を、知事に提出するものとする。

- 2 前項のただし書きにより交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の交付が確実である旨の知事からの文書による通知を受けて、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 3 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 補助事業により取得した財産（施設、機械、装置及び資材等を含む。）が規則第20条ただし書き前段の規定に該当する場合、施設を取得した日から起算して「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのないものについては、知事が別に定める期間）は、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、処分又は担保に供してはならない。

（書類の保管）

第12条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び補助事業により取得した財産がある場合は財産管理台帳（様式第11号）を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第13条 規則及びこの要綱により提出する書類は、知事に提出するものとする。

附則 この要綱は、平成18年7月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成20年6月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

- 附則 1 この要綱は、平成26年6月17日から施行し、平成26年4月8日から適用する。
- 2 別表の特定疾病ウイルス拡散防止対策は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の執行後も、
なおその効力を有する。

別表（第2、第5条関係）

経費	補助率	軽微な変更
特定疾病損耗防止推進対策	特定疾病ワクチンの購入に要する経費の1/3以内又は知事が別に定める額	1 補助対象経費の30%以内を増減させる変更 2 補助事業の目的の達成のために支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない
特定疾病ウイルス拡散防止対策	知事が必要と認める疾病の拡散防止対策にかかる動力噴霧装置の整備、消毒薬の購入に要する経費の3/4以内、ワクチンの購入に要する経費の1/4以内	

別表中知事が別に定める額

事業内容		補助率
特定疾病損耗防止推進対策		
牛	流行性感冒発生予防対策	定額 1頭あたり80円
	牛伝染性鼻気管炎発生予防対策	定額 1頭あたり80円
	アカバネ発生予防対策	定額 1頭あたり80円
豚	豚丹毒発生予防対策	定額 1頭あたり31円
鶏	ニューカッスル病ワクチン (混合ワクチンを含む)	事業量の1/3以内

別記様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第3条に基づき、補助金 円の交付を申請します。

（注）添付書類

- 1 別紙様式第1号
- 2 その他知事が必要と認める書類

別紙様式第1号

1 事業の目的及び目標値

2 事業の内容及び経費の配分

特認団体名	所在地	事業内容	事業量 (単価、回数等)	総事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
					県補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
事業量							
合計							

3 事業完了(予定)年月日

4 収支予算(精算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
県補助金 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額) 円	前年度予算額 (本年度予算額) 円	比較増減		備考
			増 円	減 円	
その他					
合計					

別記様式第2号(第4条関係)

番 号
年 月 日

特認団体長 名 殿

山梨県知事

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県自衛防疫強化総合対策事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の30%以内の増減
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成 年 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

別記様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金実施計画（変更）承認申請書

このことについて山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第5条第1号（変更の場合にあっては第5条第2号）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）申請します。

（注）関係書類として、別紙様式第1号を添付すること。

別記様式第4号(第5条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定があった事業について、次のとおり変更したいので、山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

(注) 1 添付書類

(1) 別紙様式第1号

ア 変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(2) その他知事が必要と認める書類

2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

3 補助金の額が増額する場合は、件名の「 変更承認申請書」を「 変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「次のとおり変更したいので、 要綱第5条第2号により申請する。」を「次のとおり変更したいので、 要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第5号（第5条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第5条第3号の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由
（できるだけ具体的に記入すること）

2 中止（廃止）の期間

別記様式第6号(第6条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定があった事業の遂行状況について、山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり事業遂行状況を報告します。

総事業費	事業の遂行状況				備考
	第 四半期までに完了したもの		第 四半期以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定日	
円	円	%	円		

別記様式第7号（第7条関係）

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定があった事業について、次のとおり事業を実施したので、山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて未受領額 円の交付を申請します。）

(注)1 添付書類

(1) 別紙様式第1号

ア 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(2) 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載した書類

(3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第8号(第7条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業の仕入れにかかる消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定があった事業について、山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

1	補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

(注)内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第9号(第8条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

平成 年度山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- 口座振替
- 金融機関名
- 預金種別
- 口座名義
- 口座番号

別記様式第10号(第9条関係)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

特認団体長 名
印

山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付決定前着手届

山梨県自衛防疫強化総合対策事業実施計画に基づく別添事業について、次の条件を了承の上、同補助金交付決定前に着手したいので、山梨県自衛防疫強化総合対策事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第 1 1 号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施主体所在地				事業実 施年度				事業名				
事業の内容			工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		
施設・機 械等名	規格・構 造・能力等	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内容	備考
						県補助金	その他					
					円	円	円					